

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
→ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)~(3)の全てに該当する方 → **保険料の一部を減額**



世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) **令和3年の所得の合計額が1000万円以下**であること
- (3) **令和4年に減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること

所得とは？
収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

【保険料の減免額】は、**減免対象の保険料額(A×B/C)**に、**令和3年の所得の合計額に応じた減免割合(D)**をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

- A: 減免の対象となる方の令和4年度保険料額
- B: 世帯の主たる生計維持者の収入のうち、令和4年に減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
- C: 世帯の令和3年の所得の合計額(※1)
- (※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の後援者の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合(D)

- 主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額が
- 300万円以下の場合: 全部(10分の10)
 - 400万円以下の場合: 10分の8
 - 550万円以下の場合: 10分の6
 - 750万円以下の場合: 10分の4
 - 1,000万円以下の場合: 10分の2
- ※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部(10分の10)を免除。

ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市区町村にお問合わせください。

- 対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来する保険料です。ただし、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来する保険料についても対象となります。
- 申請した内容が事実と異なることが判明した場合は、減免額の変更または減免の取り消しを行う事があります。

減免額の計算例

[75歳以上の夫婦2人世帯で、夫(世帯の主たる生計維持者)の給与収入が10分の3以上減少する見込みの場合]

【令和3年の所得】

夫	給与所得	90万円(給与収入155万円に相当)	主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得の合計額(B)	= 90万円
	年金所得	80万円(年金収入190万円に相当)	主たる生計維持者の所得の合計額=170万円	減免割合(D) 全部(10分の10)
	→令和4年度保険料額(A)	170,900円		
妻	給与所得	なし		
	年金所得	10万円(年金収入120万円に相当)		
	→令和3年度保険料額(A)	49,300円		
	世帯の所得の合計額(C)	= 180万円		

【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額	減免後保険料額
夫の保険料について	170,900円	180万円	10分の10	85,500円	夫 85,400円
妻の保険料について	49,300円	180万円	10分の10	24,700円	妻 24,600円

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金のご案内

新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含みます。)ことによる療養のため、事業主から給与等の全部または一部を受けられなくなった方に、傷病手当金を支給します(新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて適用期間が終了する場合がございます。)

●支給額

1日当たりの支給額 × 支給対象日数

●1日当たりの支給額

$\left(\frac{\text{直近の継続した3か月の給与収入(賞与を除く)の合計額}}{\text{就労日数}} \right) \times \frac{2}{3}$

●支給対象日数

療養のため勤務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。ただし、勤務に服することができなくなった日から起算して3日間は対象外となります。

詳しくはお住まいの市区町村窓口までお問合わせください。

●お問い合わせ先

あいち後期高齢者医療コールセンター 0570-011-558

開設期間 令和4年7月11日から12月28日まで 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日も開設)